

新型コロナウイルス関連情報（非常事態宣言の延長及び段階的制限緩和計画）

令和3年3月12日

○3月11日、ポルトガル政府は、非常事態宣言を延長する大統領令に平仄を合わせ、閣議にて同宣言を3月17日から3月31日まで延長する政令を決定しました。

○同閣議では、段階的な制限緩和計画も決定されました。

1. 3月15日以降も広く適用される一般的ルール

- ・ステイホームの義務はイースター（4月4日）まで維持。
- ・市（Conselho）間の移動の禁止：3月20日・21日の両日および3月26日から4月5日。
- ・在宅勤務（テレワーク）は、可能な限り引き続き必須。
- ・店舗の営業時間は、平日は21時まで、週末・休日は13時（食品小売の場合は19時）まで。

2. 3月15日からの緩和・再開対象

- ・幼稚園／保育園、小学1年生から4年生（および同学齢の学童保育）の通学。
- ・教会のミサ（イースター各戸訪問や行進は禁止）。
- ・美容院／理容院、マニキュア店及び同類業。
- ・書店、図書館、史書館。
- ・自動車販売と不動産仲介。

3. 4月5日からの緩和・再開対象

- ・小学5年及び6年生、中学生（および同じ年齢の学童保育）の通学。
- ・面積200平方メートル未満の路面店の営業。
- ・美術館、モニュメント、アートギャラリー、宮殿など。
- ・障がい者関係の社会施設。
- ・食品以外を扱う屋外・屋内市場（ただし市の決定による）。
- ・テラス（ただし4人/席まで）。※店舗の露天部分
- ・低リスクのスポーツ種目。
- ・最大4人の屋外での運動。
- ・グループプレスン抜きのスポーツジム。

4. 4月19日からの緩和・再開対象

- ・高校生及び大学生以上の通学。
- ・全ての店舗とショッピングセンター。
- ・レストラン、カフェ、ペイストリーショップ（ただし店内最大4人/席、テラスで最大6人/席）は22時（週末と休日は13時）まで。
- ・映画館、劇場、講堂、観劇場。
- ・市民行政サービス窓口(Lojas de Cidadão)の対面業務、ただし予約制。
- ・中リスクのスポーツ種目。
- ・最大6人の屋外での運動。
- ・収容率を制限した屋外イベント。
- ・定員の25%までの結婚式と洗礼式。

5. 5月3日からの緩和・再開対象

- ・大規模な屋外イベント。
- ・収容率を制限した屋内イベント。
- ・定員の50%までの結婚式と洗礼式。

なお、政府は、上記緩和は指標（下記注）に基づいて慎重に行うべきであり、迅速テストやワクチン接種を進めるとはいえ、感染拡大抑制の成否はあくまで市民各人の行動にかかっているととして、継続的な協力を呼びかけました。

注：段階的緩和は2つの数値を指標として用い、指標のどちらか一つが悪化すれば緩和は足踏み、指標が二つとも悪化すれば段階は後戻りする。

（指標は、①14日間の人口10万人当たりの感染者数が120人未満、②実効再生産数(Rt)が1.0未満。）（参考：3月11日時点の数値は、①105人、②0.78）

ポルトガル政府発表内容はこちらのリンクを併せてご覧下さい（ポルトガル語）。

<https://covid19estamoson.gov.pt/plano-desconfinamento-datas-regras/>

【連絡先】

在ポルトガル日本国大使館 領事班

電話：+351-21-311-0560

FAX：+351-21-353-7600

Email: consular@lb.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※当館に「在留届」を提出した方で帰国や転居済みの方は、以下のURLから
帰国届又は転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>